

橋本市災害備蓄計画

橋本市

令和3年11月

(計画期間：令和3年11月～令和9年3月)

1.はじめに

この計画は、「橋本市地域防災計画」に基づき、中央構造線断層帯地震が発生した場合の被害を想定し、被災者の避難生活に必要な物資の備蓄・調達等について定めるものです。

また、基本的な方向性については、政府の中央防災会議が作成する「防災基本計画」、総務省消防庁の「緊急物資等の備蓄・調達に係る基本的な考え方」及び和歌山県が定める計画等を基本として策定しています。なお、本計画は新たな災害被害想定や国及び和歌山県からの災害時備蓄指針が示された場合、または備蓄に関する新たな課題等が生じた場合には、その都度検討、修正を行います。

2.基本的な考え方

災害時は、被災地域においては流通機能の停止や外部からの供給物資が届きにくい状態が懸念されることから、住民は、日頃から被災直後に必要な物資を備えておくことが重要です。

一方、震災時には、家屋の倒壊及び焼失等により、多数の避難者、負傷者が発生することが予想されます。このため、橋本市では自助・共助を基本としつつ、生活必需品及び災害応急対策に必要な資機材について、迅速かつ計画的に備蓄を進めています。

(1) 備蓄物資支給対象者

備蓄物資の供給対象は、震災の発生により、家屋の倒壊・焼失等のため、避難所で生活することを余儀なくされ、かつ物資の確保が困難な方を対象とします。

「橋本市地域防災計画」において避難所生活者数は、中央構造線断層帯を起源とする地震が発生した際に想定される避難者数を最大 22,211 人と想定しているため、備蓄品は、22,211 人分を算定の基礎とします。

【橋本市における中央構造線断層帯地震による被害想定】

※ 避難者数は、冬 18 時で最大 22,211 人を想定しています。

区分		被害想定
想定震度		震度 6 強以上（大阪府近隣地域） 震度 7（紀の川沿い低地）
建物被害	建物全壊件数	3,492 棟
出火による被害	火災被害件数（焼失棟数）	218 棟
人的被害	死者数	146 人
	負傷者数	798 人
	要救助者数	676 人
	避難所生活者数	22,211 人
	避難所外避難者数	11,960 人

【橋本市地域防災計画 表 1-5 参照】

(2) 備蓄量及び備蓄日数

避難所の備蓄食糧について、中央会議では、3 日分程度を想定しています。

また、和歌山県では「地震災害対策のための備蓄基本方針」において、県外からの緊急輸送ルートが確立されるまでの 3 日間は支援がなくても自立できるよう、備蓄量の割合については、住民の自助、市及び県の備蓄状況等を考慮し、食糧、飲料水については、住民：市：県＝1：1：1 の備蓄割合とすることが示されたことを踏まえ、本計画では、備蓄量を 1 日分とします。

なお、食糧、飲料水以外については、内閣府の「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ」（第 1 回）の資料を元に、備蓄量を

3日分とします。

(3) 備蓄品目の選定

【飲料水・食糧・衛生用品】

飲料水、食糧については、原則として5年間の賞味期限を有するものを購入します。5年間の保存が利かないものについては、賞味期限ができる限り長いものを購入します。

また、衛生用品についても原則5年間の消費（使用）期限を有するものとし、保存が利かないものについては出来る限り長いものを選定します。

なお、おむつや生理用品などは消費（使用）期限の定めはありませんが、直接肌に触れるものであり清潔であることが求められることから、納品から3年を目安に入れ替えを行います。

【寝具、災害用トイレ等の生活必需品】

避難所生活に必要な寝具類（毛布・マット等）、災害用トイレについて備蓄を進めていきます。また、車いす使用者や高齢者など配慮が必要な方が使用できる手すり付きポータブルトイレの備蓄についても進めていきます。

なお、災害用トイレの備蓄数については、内閣府（防災担当）の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」において示されている避難者約20人当たり1基を目安とする備蓄を進めていきます。

その他、不足する生活必需品については、県や協定締結市町村、企業との協定に基づき、速やかに支援を要請します。

【プライバシーへの配慮】

避難所では他人同士が1つの空間で生活することが余儀なくされるため、プライバシーへの配慮が必要となります。

これを踏まえ、パーティションやテント等、一定のプライバシーを確保できる資機材を今後も継続して備蓄します。

【女性への配慮】

着替えや授乳など、人に見られたくないこと、性犯罪の防止などへの対策が必要であることから、着替えや授乳に使用できるテント等の備蓄や、女性用品等女性に配慮した物品の備蓄を今後も継続的に行っていきます。

また、女性の意見を取り入れながら必要な物品の検討、避難所のレイアウトやセキュリティの検討・研究を今後も継続して行います。

【障がい者への配慮】

障がい者の避難所生活に配慮し、手すり付きポータブルトイレ、オストメイト用トイレについて、今後備蓄を進めていきます。

また、ベッドの備蓄についても今後継続して行います。

【高齢者や乳幼児などの要配慮者への配慮】

高齢者や乳幼児の避難所生活に配慮し、高齢者や乳幼児用の食糧（例：手軽にカロリー補給ができるようかんやクッキーなど）、粉ミルクや介護用、乳幼児用の紙おむつ等の備蓄を今後も継続して行います。また、仮設トイレは努めて洋式トイレの設置を検討します。

【食物アレルギーへの配慮】

厚生労働省によると、現在、我が国では全年齢をとおして約2～5%の人が何らかの食物アレルギーを持っていると推定されます。これを踏まえ、ノンアレルギー対応の食品や粉ミルクの備蓄を今後も継続して行います。

(4) 備蓄品目と数量

市は、中央構造線断層帯を起源とする地震が発生した際に想定される避難者数を参考に、避難者1日分に相当する食糧を備蓄目標とします。不足分については、民間からの食糧の供給に関する協定の締結により、必要数の確保に努めます。

なお、品目と数量については、別紙「備蓄品目と備蓄目標数量」のとおりとし、今後のニーズや被害想定の見直し等に応じて、柔軟に変更するものとします。

(5) 備蓄品の購入、保管・管理、活用

【購入】

賞味期限のある飲料水・食糧や消費期限のある品目については、5年保存を基本とし、期限が切れる1年以内を目途に、計画的に入れ替えることとします。粉ミルクについては、努めて長期保存用を備蓄します。

また、災害時に不足する資機材については、流通備蓄に関する協定に基づき応援を要請します。新たに協定を締結することにより、流通備蓄や救援物資など資機材の確保に努めます。

備蓄品の購入計画については、別紙「備蓄品目と備蓄目標数量」のとおりとし、目標達成年度を定めた上で、計画的に備蓄を進めていきます。

【保管・管理】

備蓄品の保管場所については、現在、拠点備蓄倉庫として、赤塚墓園内倉庫、旧三石保育園、勤労者体育館、旧西部中学校倉庫に保管していますが、備蓄計画に基づき整備していくためには、新たな防災倉庫の必要性が求められることから、耐震性を備え、防災倉庫としての機能を最大限発揮し得る保管・管理施設の確保を図ります。

【活用】

賞味期限が残り1年となり、入れ替えの対象となった飲料水・食糧については、市あるいは自主防災組織が主催する防災訓練等において提供し、地域や家庭での備蓄の促進、啓発普及に活用することとします。それに加え、学校等において行われる防災学習等においても、防災知識の普及及び促進を図る目的で提供することとします。

また、防災訓練等では活用しにくい衛生用品等については、学校等への提供等により活用します。なお、活用数量については、その年度の残数や使用見込に基づき、適切に管理します。

3. 家庭内備蓄について

市民に対しては、地域の防災訓練などの機会を利用して家庭内備蓄の啓発、普及に努めます。

(1) 基本的な考え方

発災直後は、流通機能が麻痺し、物資を購入できなくなる可能性が高くなり、備蓄品が行き渡らないことも想定されることから、災害時の保存食を購入することで一定量の食糧を保有する方法を含め、避難生活に必要な物資の3日以上を備蓄することを呼びかけます。また、家庭内用と持出用を分けて備蓄することも併せて呼びかけます。

(2) 品目の目安

市民が備蓄すべき物資の目安を、以下の品目とします。なお、家庭内は3日から1週間分、持出用は1日から3日分を目安とします。

- ・飲料水（1人1日3リットル以上）

- ・食糧（3日分、可能であれば1週間分を推奨）
- ・生活物資（救急セットや常備薬、トイレトーパー、生理処理用品等）

(3) 要配慮者のための物資の確保

高齢者や乳幼児、食物アレルギー体質者などの要配慮者がいる家庭については、柔らかく飲みやすい食糧、紙おむつ、粉（液体）ミルク、アレルギー対応食など、必要となる物資の確保を呼びかけます。

(4) 保管場所

物資の保管場所は、耐震性があること、洪水等の際に浸水しないこと、避難の際に持ち出しやすいこと等に配慮して選定するよう呼びかけます。また、物資の中でもすぐに必要となる飲料水、食糧、衣類、医薬品、懐中電灯、ラジオ、乾電池などは、非常持ち出し袋に入れ、すぐに持ち出せるよう準備しておくことを呼びかけます。

4. 事業所備蓄について

事業所等に対しては、従業員等の食糧、飲料水及び必要な資機材等の備蓄を推奨していきます。

(1) 基本的な考え方

事業所は発災後、サービスの継続やいち早い復旧を図るため、また、発災直後の帰宅困難者の発生などによる混乱を避けるため、従業員等を一定期間事業所に留めておく必要があります。

このため、従業員等の3日分の食糧や生活物資を備蓄するよう推奨していきます。

(2) 従業員以外用の備蓄

集客施設を有する事業所に対しては、来客の一時的な滞在を想定した備蓄を推奨していきます。

(3) 品目の目安

事業所が備蓄すべき物資の目安は、以下の品目とします。

- ・飲料水（1人1日3リットル）
- ・食糧（3日分程度）
- ・生活物資（救急セット、簡易トイレ、トイレットペーパー、毛布、衣類、生理処理用品、口腔衛生用品等）

(4) 要配慮者のための物資の確保

事業所内に一定期間滞在する者（従業員、来客等）に要配慮者が含まれる場合を想定し、柔らかく飲みやすい食糧、紙おむつ、粉（液体）ミルク、アレルギー対応食など、必要となる物資の確保を推奨します。

(5) 保管場所

物資の保管場所は、耐震性があること、洪水等の際に浸水しないこと、避難の際に持ち出しやすいこと等に配慮して選定した上、従業員に周知するよう推奨していきます。

別紙「備蓄品目と備蓄目標数量」

【食糧等】

番号	品名	単位	備蓄目標数量	目標年度
1	飲料水 (500ml 換算)	本	93,310	令和 8 年度
2	食料(アルファ化米、パンなど)	食	46,643	令和 8 年度
3	粉ミルク(アレルギー対応含む)	g	19,987	令和 4 年度

【生活必需品】

番号	品名	単位	備蓄目標数量	目標年度
1	毛布 (1人1枚)	枚	15,550	令和 13 年度
2	エアーマット (1人1枚)	枚	15,550	令和 8 年度
3	大人用紙おむつ (S、M、L)	枚	2,800	令和 8 年度
4	こども用紙おむつ (SS、S、M、L)	枚	4,900	令和 8 年度
5	女性用生理用品	枚	60,210	令和 5 年度
6	紙コップ	個	79,000	令和 8 年度
7	トイレ処理セット	回分	233,800	令和 13 年度
8	トイレットペーパー	ロール	15,600	令和 8 年度

【災害用トイレ】

番号	品名	単位	備蓄目標数量	目標年度
1	仮設トイレ	台	1,150	令和 8 年度
2	トイレテント	台	1,150	令和 8 年度
3	マンホールトイレ	台	25	令和 6 年度
4	手すり付きポータブルトイレ	台	25	令和 8 年度
5	オストメイト用トイレ	台	2	令和 5 年度

【避難所備品】

番号	品名	単位	備蓄目標数量	目標年度
1	折り畳み式ベッド	台	56	令和 8 年度

災害時におけるトイレの目標確保数は、内閣府（防災担当）の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」に示されている「最大想定避難者数÷20」を元に算定しています。

トイレ処理セットの備蓄数については、「最大想定避難者数×5回（平均的な1日あたりの排泄回数）」を元に算定しています。

マンホールトイレについては、マンホールトイレ専用管及び貯水槽等の整備を行ったところから設置を進めていくこととします。